

当初は都心部の病院への通院や入院を繰り返したものの、状態はさらに悪くなり、結局、父の後輩が院長を務めていることが縁で、ある病院に入院することになった。開放医療に熱心ではあったものの、当時は大きな部屋に多くの入院患者が暮らす病院だった(今はかなり改善しているようだ)。

母は頻繁に見舞いに行っていたものの、厳しい状態は続くばかり。一度、より都心に近い病院への転院を試みたものの、病室に慣れず、結局、元の病院に戻らざるを得なくなった。何度か帰宅する日も作ったものの、意思疎通もままならない状態が続いた後、その病院で最期を迎えることになってしまった。

本人は自宅に帰りがっていた。元々、父親と私との関係は難しかったものの、私が仕事を辞め、自宅で看ることができていたら、父には違った人生があったのではないか。人権に関わる仕事に就きながら、自らの肉親の人権を守れたとは、とても言えず、悔いを抱き続けている。

自死遺族として

その父が入院している最中の1998年、弟を自死で失った。大企業のエリートサラリーマンと嘱望されて社会人生活を始めたものの、地方の営業所長時代にうつ病を発症。何回目かの入院から戻り、明日、出勤を再開するという前日のことだった。

当時は残された義妹や甥、姪のことで精一杯で、この事態を社会問題として見るができなかった。自死遺族は、「あの時、こうしていたら…」と自らを責める場合が多い。私自身もそうだから、義妹らの自責の念はさらに深い。すると、私も含めた周囲は、弟の話、つまり自死の話題を避けようとする。こうして自死者問題は澁のように遺族の心の中に閉じ込められ、問題を社会的に解決しようとする「当事者」が生まれにくい構造ができてしまう。

1年間に数万人が命を絶っているというのに、2006年の自殺対策基本法の成立まで、政府・自治体が自死者対策をほとんどとってこなかった背景には、この「当事者の不在」という問題があった。

しかし、1998年に一挙に8,000人以上も自死者が増えたことが99年に報道された後、事態が大き

く動くことになる。あしなが育英会は、親と死別した子どもたちに奨学金を提供しているが、その親の死因は問わない。病気でも事故でも災害でも、そして自死でも、無利子で奨学金を貸与していた。

その育英会が99年に開いた「奨学生の集い」の中の「自分史語り」のプログラムで、自死による親との死別体験を語った学生がいたことをきっかけに、育英会は自死遺児を支援していることを公表し、学生募金でも自死遺児支援の募金を実施した。その際、遺児が街頭に立ち、公開の場で自らの体験を話して募金への協力を呼びかけた。自死問題に関する「当事者」が登場したのだ。

さらに2000年、育英会は「自死遺児ミーティング」を開き、そこで親を自死で失った若者たちが出会う機会も作られた。これをきっかけに、文集の作成→活発な報道→自殺対策NPOの創設…と続き、遂に自殺対策基本法が成立。さらに民主党政権時にNPOの代表が政府に参与として参画した後、その対策がようやく成果を上げ始めだしている。

当事者の登場によって問題が社会化し、自死者を出さないことと共に遺族を癒すという対策の柱も確立したことが、こうした状況を生み出したと言える。

「当事者になる人々」を生み出す市民活動

差別をはじめとする社会問題の解決にあたって当事者は決定的な意味をもつ。

その当事者とは、まず現に課題を抱える人々である。この当事者に対する反意語は第三者、つまり「彼ら彼女らの問題」だと傍観する人々だ。

一方、当事者とは「私の問題」と考える人とともに「私たちの問題」と捉える人々でもある。その「私たち」とは、まずは「私」と思う人々の集合だが、さらに他ならぬ「あなた」の問題として、一定の切実さをもって受け止める人々も加わることで、問題解決に関わる人々の輪が広がっていく。

そして、この「あなた」の問題だと思う人々を生み出すことに、市民活動の重要な意味がある。「当事者」としての意識を持つ人々を増やすことで、差別を解消し広く人権を守る社会を築いていきたいと思う。

第1部 「障害者権利条約批准」「差別解消法成立」をめぐる

日本の新しい障害者政策の動向とアクセシビリティの課題

石川 准さん：内閣府障害者政策委員長／静岡県立大学国際関係学部

1. 障害者差別解消法の意義

障害者差別解消法は多くの人々が、それぞれの立場でできることを、その人だからこそその力を発揮して実現した法律です。

障害を理由とする差別は二つあります。

1. 不当な差別的取扱い

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

2. 合理的配慮の不提供

障害のある人本人から配慮が求められたとき、その人にとって社会的障壁を除去するためにそれが必要であり、しかも提供する人にとって過重な負担ではないのに、配慮を拒んだ場合も差別とみなされます。

合理的配慮について理解していただくために、環境整備と合理的配慮の関係について説明します。

環境整備は、不特定の人々のためにあらかじめ準備されている社会的障壁除去のための対応です。したがってアクセシブルな建物や駅などは環境整備に当たります。一方合理的配慮は、現場での個別の調整、変更、対応です。

環境整備と合理的配慮はどちらも不可欠です。環境整備がないと合理的配慮でできることには限界があります。だから行政と事業者による環境整備の努力はとても重要です。しかしいくら環境整備を整えても、合理的配慮が不要になるということはありません。

合理的配慮はしだいに環境整備に組み込まれていくことが期待されます。合理的配慮要求に基づいて、たとえばスロープを設置し、それを常設すれば、その後は環境整備となります。二人目か

らは反射的利益として環境整備による社会的障壁の除去から利益を得られます。合理的配慮として実施した人力による配慮も、その後ルール化して接遇マニュアルに書いて業務として徹底すれば、それは環境整備といえるでしょう。

差別解消法のポイントをまとめます。

国の行政機関、独立行政法人は、不当な差別取扱いは禁止され、合理的配慮義務があります。地方公共団体と地方独立行政法人も同様です。

一方民間事業者は、不当な差別取扱いは禁止され、合理的配慮は努力義務となります。

2. 障害者差別解消法の意義

連帯への内発的義務が二つあると思います。

一つは応答倫理です。誰かから配慮を求められたら、自分にできることなら応じようとする内発的倫理です。これが合理的配慮の社会倫理的基盤です。

もう一つは、配慮を必要としている人を見かけたら自分から声をかけようとする呼びかけの倫理です。呼びかけの倫理をどのように形にするかは市民社会に委ねられています。

3. 障害者の権利条約批准

障害者の権利条約は締約国に33条2項で条約の実施を促進し、保護し、監視する仕組みの設置を求めています。

国内監視機関は、運営において中立、公平、独立した委員会として活動しなければなりません。この責務を担うのは障害者政策委員会です。

4. アクセシビリティとは

障害者のエンパワーメントにはアクセシビリティが重要です。アクセシビリティは、ユニバーサルデザインと支援技術の共同作業により実現します。

概してアクセシビリティは米国の障害者政策、障害者政治によって牽引されてきました。

もう一つの牽引者として、ウェブのアクセシビリティに関しては、国際的な標準化を行うフォーラムとしてのワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム(W3C)の貢献が大きいといえます。

5. 読みたい本を読む自由

長い間、点字図書館とボランティアが視覚障害者の読書を支えてきました。サピエというオンラインの電子図書館が数年前にできました。サピエの電子図書館にある本なら、視覚障害者も読みたい本がすぐに読めるという状況が実現しました。

ただ、サピエ電子図書館にあるのは文芸書が中心で、楽しみとして読む分には非常によいのですが、勉強や仕事のためのコンテンツは圧倒的に不足しています。ではどうするかといえば、文字認識技術(OCR)を活用します。スキャナで本を画像ファイルにしてOCRソフトでテキスト化します。それを音声合成エンジン(TTS)対応のソフトウェアで読みます。読みたいときに、読まなければならないときにすぐに読めるのが最大のメリットですが、OCRは誤認識をします。TTSも読み誤りをします。しかしそうであっても、読みたい本がすぐに読めるというのはすばらしいことです。

私は一昨年から共同自炊型電子図書館の実証実験の研究を始めています。これは質より量と速度を重視するアプローチです。共同自炊のスキームはこうです。参加者は読みたい本を自分で買って、それをこの実験に協力するNPOに譲渡します。共同自炊といっていますが共同自炊ではありません。参加者は読みたい本を買ってそれを譲渡するだけです。電動カッターによる本の裁断、ドキュメントスキャナによる画像化、OCRによるテキスト化、目次と見出しの校正、DropBoxと

いうクラウドのストレージを使ったファイル共有の作業は、実験協力NPOが行います。実験協力NPOは視覚障害者等情報提供施設としての認定を文化庁長官から得ています。

ただし誤認識はあります。目次と見出し以外は一切校正しません。誤認識は本によりかなり違います。快適に読書できる場合もあれば、誤りが多すぎてどんなことが書いてあるのかを推測することしかできない場合もあります。補助金なし、ボランティアなしでも持続できる電子図書館というコンセプトです。

もう一つ指摘したいのは、電子書籍のアクセシビリティです。AmazonのKindleは音声で読むことができるアクセシブルな電子書籍です。視覚障害者の読書環境は劇的に変わりました。iOS版やAndroid版のKindleアプリを使えば、読みたい本を買ってすぐに読むことができます。

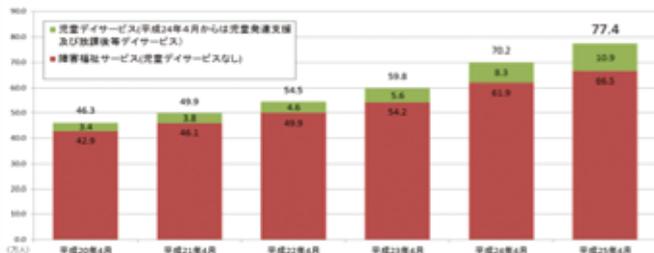
6. アクセシビリティは人をエンパワーする

アクセシビリティには人をエンパワーする力があります。社会モデルはなにも「私はわからない、できない。わかろうとは思わないし、できるようにしたいとも思わない。そのような私に社会は配慮すべきだ」と述べているわけではありません。できなかったのにできるようになったという喜びは、能力主義とは関係ありません。できることが評価されるから、立派だと言われるから嬉しいわけではありません。初めて自転車に乗れたとき、初めて泳げたとき、数学の問題やパズルが解けたとき、私たちは手放して嬉しかったはずで

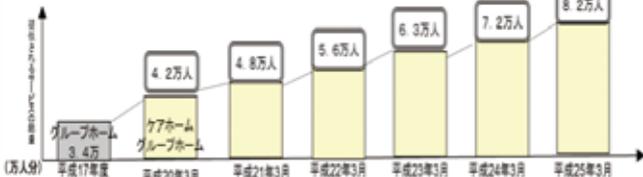
昨日できないことを今日はできるようにしたい。今日わからないことを明日はわかるようになりたい。そういう気持ちをエンパワーするのがアクセシビリティです。

○地域生活の基盤整備

- ・障害福祉サービス等の利用者は5年間で1.7倍に
- ・グループホームの利用者数は5年間で約2倍に



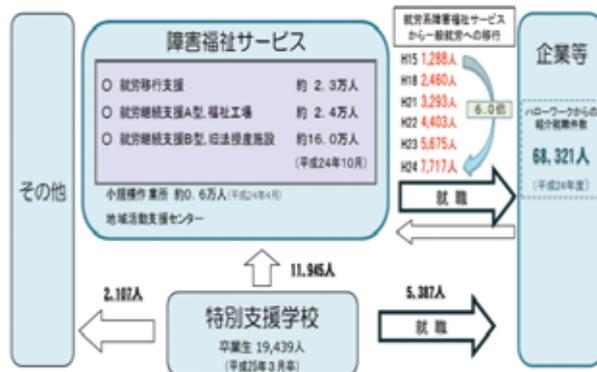
○ケアホーム・グループホーム利用者の推移



- 「施設・病院」から「地域へ」、「家族」から「地域」へ
⇒更なる施策の推進、地域で支えるサービスの充実が重要
- 障害者の高齢化への対応(「親亡き後」)
⇒障害者施策だけでなく、高齢者施策とも連携した対応の必要性

○就労に向けた取組

- ・障害福祉サービスから一般就労への移行は年々増加



- ・障害者雇用促進法の改正(平成25年6月)
(差別の禁止、事業主に対する合理的配慮の提供義務等)

- 一般就労の定着に向けた支援の必要性
- 障害者の就労を通じた地域活性化の取組の推進 (農業、他分野との連携)

福祉機器とコミュニケーション支援

- 福祉機器を活用して障害者の生活を豊かに
障害者が日常生活を送る上で必要なコミュニケーション等のさまざまなことを可能な限り自分ができるようサポートする福祉機器を活用し、障害者の自立や社会参加を促進
- 2020東京オリ・パラに向けての取組

聴覚障害者への対応(例)

○遠隔手話通訳



○音声認識し文字表示する携帯可能な支援機器



視覚障害者への対応(例)

○画面拡大・音声読み上げソフト



○音声情報案内システム



パリアフリー映画

